

ポイント (第4期中期計画の変更)

平成31年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会で審議した中期計画の変更については、3月27日に認可、4月1日より施行。

その主な内容については、以下のとおり。

- 第196回国会（平成30年常会）において、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（以下「改正信用基金法」という。）が成立。
- 改正信用基金法において、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条の規定による支援（林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等）を行うことが追加。
これを受け、第4期中期計画において、
 - ・ 「森林経営管理法に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組む」旨を記載するとともに、
 - ・ 「指標」（経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数）を設定することとする。
- 併せて、第4期中期計画において、改正信用基金法において措置された「出資者に対する持分の払戻し」に係る標準処理期間（30日）を設定することとする。